

年金ミニ知識

問い合わせ 戸籍・年金担当
☎ 76 - 2151 内線 222、223

▼厚生年金の加入資格を喪失した方へ

会社を退職された方は、厚生年金等の加入資格がなくなります。

そのため次のとおり資格の変更手続きが必要となります。

○本人(60歳未満)

現在2号(厚生年金等)

⇒1号(国民年金)被保険者に変更です。

○扶養配偶者(60歳未満)

現在3号被保険者

⇒1号被保険者に種別変更です。

▼必ず届出をしてください

手続きに必要な書類は次のとおりです。

①退職年月日がわかるもの(離職票等)

②年金手帳 ③印鑑

これらを持参し、役場戸籍年金担当の窓口または北見年金事務所に届出をしてください。

国民年金保険料の免除申請をされる方は、離職票または雇用保険受給資格者証等が必要となります。

この届出がされない場合と将来の年金受給資格を失う場合もあります。忘れずに届出をしてください。

よろず相談&心配ごと相談のお知らせ

今月のよろず相談 ☎76-2151(内線216)

日時 10月19日(金) 午後1時~3時

場所 林業研修会館 1階図書室

相談委員 大場建男、福井全雅

よろず相談は今年度から隔月開催になっています。

心配ごと相談 ☎76-1161

心配ごと相談は、社会福祉協議会で随時受付し、相談員との日程を調整します。気軽にお問い合わせください。

「必ずチェック 最低賃金! 使用者も、労働者も」 北海道最低賃金引き上げ

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む)に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されます。

【最低賃金】

時間額 **835円** (効力発生年月日 平成30年10月1日) ※発効日の前日までは、810円です。

●最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金及び時間外等割増賃金は算入されません。

●特定の産業(処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業、他)で働く者には北海道の特定(産業別)最低賃金が適用されます。

問い合わせ先 北見労働基準監督署 ☎0157-23-7406

津別町一般廃棄物最終処分場 生活環境影響調査結果についての生活環境の保全上の見地からの意見募集を実施します

現在、津別町では平成32年度中の完成を目指して、一般廃棄物最終処分場の整備事業を進めています。

最終処分場の設置には、廃棄物処理法で定められた生活環境影響調査を実施する必要があり、この調査は設置する施設が周辺地域の生活環境に及ぼす影響をあらかじめ調査し、その結果に基づき生活環境に配慮したきめ細かな対応を検討し、施設の計画に反映させるものです。

生活環境影響調査報告書を公表し、町民の皆様からのご意見を反映させたいと考えており、生活環境の保全上の見地から、条例に基づき意見募集を実施いたします。

【縦覧期間】平成30年9月18日(火)~10月17日(水)

【意見を提出できる方】町内在住者、町内勤務者、町内に事業所を有する法人・その他の団体

【縦覧できる場所】・データ=津別町ホームページ

・印刷物=役場正面ロビー、中央公民館、さんさん館

【記載事項】住所、氏名および意見

※様式は町のホームページからダウンロードしていただくか、縦覧場所に備え付けられたものを使用してください。

【提出方法】郵送、FAX、Eメール、住民企画課職員または縦覧場所の職員へ提出 ※電話での受付はいたしません。

【提出期限】平成30年10月31日(水)

【注意事項】

・いただいたご意見について、個別に回答いたしません。

・意見を公表する場合には、個人情報公表しません。

【提出・問い合わせ先】

〒092-0292 津別町字幸町41番地

津別町役場 住民企画課住民環境グループ

☎76-2151(内線217) FAX76-2976

Eメール: toukei@town.tsubetsu.hokkaido.jp

~生活困窮者支援~ 津別町出張相談会のご案内

平成27年4月より、生活困窮者への支援制度が始まり、生活に困りごとや不安を抱えている場合に、どうしたら解決できるか、一緒に考え自立に向けた支援・相談を行っています。

ひとりで悩まないで、遠慮なくお電話ください。

《出張相談会開催日時》

日 程	時間・予約方法
平成30年10月24日(水)	午前10時30分 ~11時30分
11月28日(水)	
12月26日(水)	
平成31年1月30日(水)	※前日の午後3時 までに電話予約を してください。
2月27日(水)	
3月20日(水)	

相談会会場 林業研修会館図書室(役場裏)

実施形態 事前予約制

実施者 オホーツク相談センターふくろう
(北海道受託事業者)

問い合わせ・予約先

オホーツク相談センターふくろう ☎0157-25-3110

津別峠展望施設冬期閉館

(道道588号冬期通行止め)

●津別峠展望施設が冬期閉館となります。

これに伴い、津別町ホームページにあります「津別峠ライブカメラ」も画像の更新が休止となります。

閉館期間 11月1日(木)から
平成31年5月下旬まで(予定)

問い合わせ先 産業振興課商工観光グループ

☎76-2151(内線258)

※津別峠に通じる道道588号(屈斜路津別線)は、平成30年11月5日(月)から平成31年5月下旬まで冬期通行止めとなります(天候・路面状況により変更の場合あり)。

問い合わせ先 オホーツク総合振興局網走建設管理部
事業課 ☎0152-41-0742

狩猟期間中における道有林への入林自粛について

エゾシカ狩猟期間中(10月20日~2月28日)は多くの狩猟者が道有林へ入林します。狩猟に伴う事故防止のため、この期間の狩猟目的以外での入林はお控えくださるようお願いいたします。エゾシカによる森林等被害を低減するため、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

問い合わせ先 オホーツク総合振興局東部森林室

☎0157-24-6276

木質ペレットストーブ購入費補助のご案内

地球温暖化防止や津別町の森林資源の地産地消を目指し、木質ペレットストーブを購入する方に対して、購入費の一部を補助します。

補助の対象者

- 津別町内に住所を有し、町内の住宅や事業所、自治会などの活動拠点施設に木質ペレットストーブを設置する方
- 町税を滞納していない方
- 平成31年3月31日までに購入し、設置できる方
- ペレットストーブの使用状況等について、町が行うモニター調査に協力できる方

補助の申請書類

- 補助金等交付申請書
- 誓約書兼同意書
- 経費の内訳が明記されている見積書の写し
- ペレットストーブ設置位置図及び平面図
- ペレットストーブの仕様等が確認できるカタログ

補助金の額等

ペレットストーブ(中古品を除く)本体(設置費等を除く)の税抜き価格の3分の2以内(千円未満は切り捨て)で、1台25万円を限度とします。

その他

- 設置完了後、補助事業等実績報告書を提出していただきます。
- 町による現地確認調査を実施します。
- 補助金の交付は、現地調査後となります。
- ※その他、津別町木質ペレットストーブ導入支援事業補助金交付要綱によります。

※補助を希望される方は、ペレットストーブ購入前に補助の申請手続きを行ってください。

問い合わせ・申請先 産業振興課 林政・再生可能エネルギー推進グループ ☎76-2151(内線318)

